

令和6年11月8日

第17回水俣市農業委員会

第 1 7 回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎 2 階会議室 A B
- 2 開催日時 令和 6 年 1 1 月 8 日
 - 開会 9 時 3 0 分
 - 閉会 9 時 4 6 分
- 3 出席委員

農業委員	1 4 名	1 番 坂本 隆司 君	8 番 西本 和代 君
		2 番 竹下 正治 君	9 番 戸次 治夫 君
		3 番 中村 清治 君	1 0 番 稲田 祐市 君
		4 番 金田一充章 君	1 1 番 廣島 康雄 君
		5 番 洲上 正嗣 君	1 2 番 前田 仁 君
		6 番 寒川 勝 君	1 3 番 山下 隆敏 君
		7 番 山内 英明 君	1 4 番 鬼塚 浩三 君
推進委員	1 2 名	1 5 番 宮森 功房 君	2 3 番 松本 公昭 君
		1 6 番 蒔元 政廣 君	2 4 番 森下 義孝 君
		1 7 番 竹本 義幸 君	2 5 番 坂口 新一 君
		1 8 番 嶋田 一成 君	2 6 番 山口 初憲 君
		2 0 番 中村 幸充 君	2 7 番 古里 君廣 君
		2 2 番 池田 郁雄 君	2 8 番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員

農業委員	0 名
推進委員	2 名 1 9 番 岡本 成道 君 2 1 番 鐘ヶ江鼓子 君
- 5 議事日程

第 1	議事録署名委員の選出
第 2	議第 5 8 号 農地法第 5 条の許可申請について
	議第 5 9 号 農用地利用集積計画の申出について(申請取下げ)
	議第 6 0 号 農用地利用集積等促進計画の申出について
- 6 農業委員会事務局

局 長	山村 良一
主 幹	遠山 悦史
主 任	山内 哲郎
主 任	山本 千夏

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第１７回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、１４名です。 よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、６番、寒川委員、９番、戸次委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、１２名です。 欠席者は、１９番、岡本委員、２１番、鐘ヶ江委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、２番、竹下委員にお願いします。
２番委員 (竹下正治君)	農業委員会憲章 １つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
議 長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (遠山悦史君)	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	報告事項について、ご説明申し上げます。 報告事項（１）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、１ページになります。 ２件ございます。 どちらも個人住宅の転用目的となります。 表の左から２列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から２列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。 以上で、報告事項を終わります。
議 長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第５８号農地法第５条の許可申請について、を議題といたします。 番号１番は、私の担当ですので、私から説明します。

1 番委員 (坂本隆司君)	議第 5 8 号、農地法第 5 条の許可申請の 1 番について、御説明いたします。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。 地目台帳、現況共に畑です。 面積は、5 4 0 m²。 転用理由、資金計画は、議案書に記載のとおりです。 農地区分は、3 種農地です。 申請地は、4 ページをご覧ください。 現地調査を 5 日に、事務局 2 名、私達 2 名と、設計事務所、申請人の 6 人で、現地調査を行いました。 ここは手前が、この前 5 条申請があった所で、現在は家が建っています。 下水と上水は来ていますが、雨水の側溝が市道ではなく私道や農道になっているのか、無いので、雨水は自然排水になっています。 小さい側溝はあるんですが、仕方ないのかなと思っています。 5 ページに図がありますが、隣に農地がありますが、南向きのなので家を建てても日照は農地には関係ありません。 後ろは非農地になっていますので、問題ありません。 あとは何も問題ないと思いますので、農地法第 5 条転用に係る許可基準より、個人住宅を建設しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第 5 8 号、農地法第 5 条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 5 8 号、農地法第 5 条の許可申請については、許可書を交付することに決定します。 続きまして、議第 6 0 号、農用地利用集積等促進計画の申し出について、新規設定の 1 番から 4 番を審議いたします。 こちら私から説明いたします。
1 番委員	1 0 ページをご覧ください。 農用地利用集積等促進計画の申し出の 1 番から 4 番まで、借人が

	同じですので続けて説明いたします。 貸人、公社を通じて借人は記載のとおりです。 番号1、貸人、土地の所在は記載のとおりです。 地目、台帳が田、現況が畑です。 面積は、6 2 4 m²です。 番号2は、土地の所在同じで、5筆あります。 地目、台帳が田、現況が畑です。 面積は、3, 3 0 4 m²です。 番号3も、貸人、借人、土地の所在は記載のとおりです。 地目、台帳が田、現況が畑です。 面積は、7 7 9 m²。 番号4、これも公社貸し借りです。 土地の所在同じで、2筆あります。 地目、台帳が田、現況が畑です。 面積が2筆合わせて、1, 4 3 2 m²です。 始期終期は、番号1から4まで同じです。 令和7年1月1日から令和11年12月31日までの、期間5年。 利用目的は、さつまいも。 借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。 申請地は、12ページをご覧ください。 この土地は、2名の方がサラたまちゃんを作付けされていましたが、今年から辞められたので、借人がそのまま引き受ける事になりました。 借人は、手前に南瓜、から芋。 現在は3筆くらい借りて、から芋を作っています。 以前は南瓜を作っておられましたが、問題があり、焼酎芋のほうに参加しています。 借人も玉葱とか広く作っていますが、芋を作った後に玉葱を作るのは、仕事を急がなくてはならないので、芋、南瓜をそれぞれ専門に作って、玉葱の後にスイートコーンとかを作れば回っていくので、面積を広げていかないと事業も成り立たないということで、専門的な土地を借りるように計画を立てて、頑張っているところです。 芋も、近くでしていますが、水溜まりが悪いので、こちらのほうにしたほうが、生育も良く量も取れるので、そこはまた別の所で作る計画を立てています。 ここにもありますように、借入地が20, 000 m²とかありますが、全部、作付けされています。 新規就農で、野菜のほうでは、リーダー的な存在になっていますので、支援をしていただければいいのかなと思います。 依って、農用地利用集積等促進計画により、各要件は満たしていると思いますので、御審議の程よろしくお願いします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第60号、農用地利用集積等促進計画の申し出について、新規設定の1番から4番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第60号、農用地利用集積等促進計画の申し出についての新規設定の1番から4番については、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第17回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員